

別紙 5

奄美群島の地上デジタルテレビジョン放送中継局整備の支援

総務省では、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタル・ディバイド）を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に「地域情報通信基盤整備推進交付金」制度を設けました。

本制度は、2011年アナログ放送終了までに必要な地上デジタルテレビジョン放送中継局（以下、デジタル中継局）のうち、民間放送事業者が自力では整備が困難なものに対し、当該整備を行う市町村に対し交付金を交付するものです。

今回予備免許した中之島（十島村）及び名瀬（奄美市）デジタル中継局は、本制度を活用して整備するものであり、本年10月には同様に瀬戸内（瀬戸内町）、徳之島（徳之島町）、知名（知名町）の各デジタル中継局が開局する予定となっています。

なお、これらの中継局の整備に当たっては、鹿児島県においても、県単独事業により支援を行っています。

奄美群島においては、これらの中継局を除き、今後、21局所のデジタル中継局を整備する予定であり、総務省では、平成20年度も引き続き、デジタル中継局の整備を支援することとしています。

